

2018.4.27.

福本

1. 民訴法(以下略)179条に基づき、裁判上の「自白」が成立した事実については、証明不要効が生じる。また、主要事実については、自白事実と異なる事実認定におき、不意打ち防止の観点から、裁判所は、自白事実とその事実判決の基礎としなければならぬ(裁判所拘束力、弁論主義第2条セ)。以上より、相手方当事者は、自白事実につき、証明活動を要しないという訴訟上有利な地位を得ることとなる。

むしろ、仮に、自白の撤回が自由であるとすれば、相手方は、証明不要と信じるこじがでず、証明方法の確保を意識せざるを得ず、自白の効用が低減する。そこで、証明不要効及び審判排除効により基礎づけられる証明不要への信頼確保の観点から、自白の撤回禁止効を導くこととすべき。

2. それでは、被告側の権利自白の撤回が許容されるであろうか。

- (1)ア. 確かに、弁論主義の根拠は、私的自治にあり、当事者に紛争解決の基盤を事実レベルで決める権能を認め、

また、権利関係の存在を適切に~~把握~~判断することから、容易でなければならず、当事者に処分権能を与えず、裁判所が権利関係の^{存在の}判断を行う建前をとしている。

- イ. もっとも、所有権の所在は、日常的な法律概念であり、当事者による判断が比較的容易である。このため、当事者の処分権を認めることに障害はない。

- (2) 加えて、当事者に原始取得に拘り、その後の承継取得の主要事実と全く主張立証するのは困難である。このため、所有権の所在についての自白については、証明不要効及び裁判所拘束力を認める必要性が高い。

- (3) 以上より、所有権の所在についての権利自白には、裁判所拘束力を肯定できる。すなわち、裁判所拘束力を前提とする撤回禁止効も肯定できる。

3. およ、被告側の権利自白の撤回は許容でせぬ。

[設問2]

第1. 独立当事者参加(47条)

1. まず、Aの独立当事者におき、債権者代位訴訟及びBの債権者代位訴訟は、いずれも登記請求権と訴訟物とするものであるが、二重起訴(142条)の規定に反しない。なぜなら、両請求は併合審理が強制され(47条3項、40条)、三当事者の法律関係が合一確定されることから、二重起訴禁止の趣旨たる矛盾判断防止などの弊害が生じないからである。

2. それでは、「訴訟の目的の全部又は一部が自己の権利であることと主張する」の要件をみたすか。

- (1) この要件は、権利主張参加の趣旨が三者間の法律関係を矛盾なく解決する点にあることに鑑み、本訴請求と参加人の請求が請求の趣旨のレベルで論理的に非両立である場合をさすとして解すべきである。

- (2) 確かに、Bの本訴請求とAの請求の双方が同時に

認容されることはない。なぜなら、債権者代位訴訟が提起され、債務者がこれを了解するに、債務者代位債権権利について原告適格を失う。のみならず、他の債権者も同様に被代位権利について原告適格を失うと解される。このため、BとFの原告適格は非両立になると解されるからである。

しかし、BとFは、いずれもCに対し、A名義に所有権移転登記を行うよう請求している。このため、判決レベルでなく請求の趣旨レベルでは両立するものと言える。

従って、「訴訟の目的の全部又は一部が自己の権利であることを主張する」の要件を満たさない。

3. よって、Fの独立当事者参加は認められない。

第2. 共同訴訟参加 (52条)

1. 共同訴訟参加は、合一確定が要求する場合に認められる参加形態である。

そこで、「訴訟の目的が当事者の一方及び第三者について合一にのみ確定すべき場合」とは、第三者が訴訟参加した場合における当該訴訟に必要な共同訴訟である場合を意味する。

2. 債権者代位訴訟は法定訴訟担当であり、BあるいはFにおける訴訟の既判力(114条項)は、勝訴・敗訴問わず、債務者Aに拡張される(115条項2号)。すると、B、Fが別々の債権者代位訴訟を提起し、それが確定した場合、異なる

4. 内容の既判力がAに拡張されて、既判力の矛盾抵触が生じるおそれがある。そこで、かかる事態を回避すべく、ある訴訟担当者が受けた判決効は、被担当者に經由し、他の原告適格者にも反射的に及びと解される。

以上より、Fの訴訟の既判力がBに及びとの関係があるから、類似必要的共同訴訟の関係が認められる。

3. よって、Bによる共同訴訟参加が認められる。

〔設問3〕

本訴請求の認諾と中間確認請求の放棄の陳述をMが行った場合、かかる陳述はどのように扱われるか。

1. まず、本訴請求は、地上建物の共同相続人に対する土地所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟である。これは、上記明渡義務が不可分債務(民法43条)であることに鑑み、通常共同訴訟として扱われるべきである。

従って、Mによる本訴請求の認諾は、共同訴訟人独立の原則(39条)に基づき、Mとの関係でのみ効力が生じる。

2. 他方、中間確認請求の放棄は、かかる請求が共有権という共有者全員が有する1個の所有権の確認請求であることに鑑み、固有必要的共同訴訟として扱われるべきである。

従って、Mによる中間確認請求の放棄は、Mとの関係でも効力が生じる(40条1項)。

3. このように解すると、中間確認請求の認諾により、Mが土地共有者でありながら、Nに対し明渡義務を負うという矛盾した結果が生じる。むしろ、Nは、Mの認諾調書のみでなく、Mに対し明渡を強制執行せず、現実的な不都合はない。

4. よって、上記の通りの扱いが適切である。

以上。